

カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州の 投資環境調査 2005年

金属資源開発調査企画グループ 調査チーム 白鳥 智裕
shiratori-tomohiro@jogmec.go.jp

はじめに

2005年のブリティッシュ・コロンビア州への探鉱投資額は過去10年で最高の2億2,000万カナダ(C)\$に達した。これは去年の1億3,000万C\$から約69%の増加であり、4年前の2,900万C\$と比較すると659%の増加である。関係者もブリティッシュ・コロンビア政府及びカナダ連邦政府の支持なくしては、このような成長は見られなかったと、政府のブリティッシュ・コロンビア州への探鉱投資の調達と活動を奨励する政策の成果を評価している。さらに、州への探鉱投資の増加だけでなく、鉱業界を支える人材への勧誘と育成に対しても、鉱業界からの期待は大きい。

JOGMECでは戦略投資環境調査事業の一環として、バンクーバー事務所が現地コンサルティング会社を使い、カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州の投資環境調査を実施した。実施した調査を「カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州の投資環境調査 2005年」として、本年発行予定である。本稿では、その一部を紹介する。

1. ブリティッシュ・コロンビア州について

位置：ブリティッシュ・コロンビア州はカナダの西海岸に位置し、アジアへの玄関口の役割を果たしている。州東部のロッキー山脈をアルバータ州との境として、西海岸独自の風土と習慣を特徴とする。また、7,022kmに及ぶ海岸線には不凍で水深の深い港が数多く位置する。

面積：9億4,500万ha(日本の約2.5倍)でカナダで第三番目に大きく、カナダ全体面積の9.5%を占める。

人口：4.1百万人(2004年末現在：Statistic BC)カナダで第三番目に人口が多い。

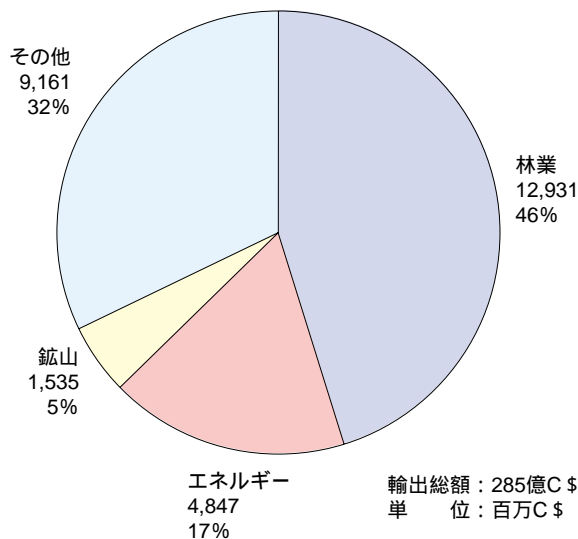
首都：ビクトリア 首都ビクトリアは政府関係の機関と州議会があり、政治の中心地であるが、産業の中心地はバンクーバーである。バンクーバーは人口約200万人でカナダで3番目に大きい都市であり、輸送業、製造業、サービス業が栄える。

主な産業：主要産業は鉱業、林業、旅行観光業

ブリティッシュ・コロンビア州はカナダ西部地域の経済と産業の中心地であり、東部地域のオンタリオ州やケベック州との交易よりも、米国の西海岸3州(ワシントン州、オレゴン州、カリフォルニア州)と交易の方が多く、依存度が高い。ブリティッシュ・コロンビア州の経済は2003年、カナダ全体の経済成長率2.0%を上回る2.2%の伸びを記録した。2004年は低金利とカナダドルでの急激な上昇が特徴的であった。2002年後半より一時はカナダ(C)\$の価値が1US\$に対して65C¢であったものが約1年の間に80C¢以上まで上昇し、10年以來の高騰を記録した。また、GDPの成長を見ると、2003年の全体成長2.2%の多

くは企業への投資率8.2%の増加が大きく貢献している。さらに就職率が2.5%の上昇を示したことから、失業率も8.1%まで減少した。

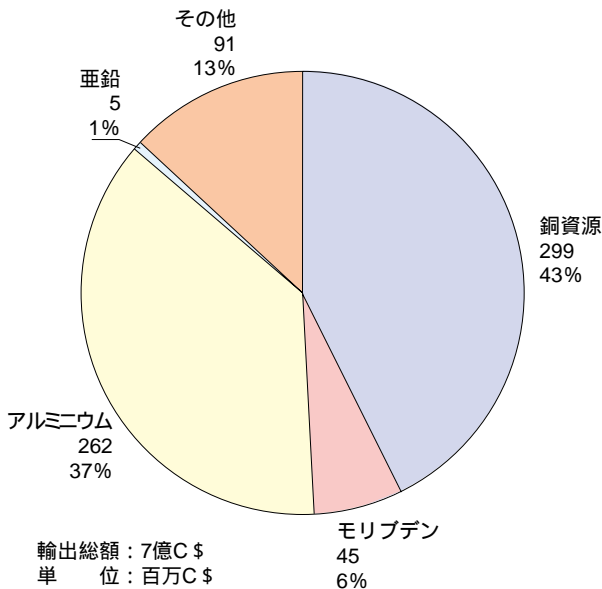
非鉄金属資源は図1に示すとおり2003年のブリティッシュ・コロンビア州の総輸出量の5%を占めており、エネルギー資源である石炭や石油、ガスを含む資源エネルギーでは全体の22%近くを占め、林業に続き第2、第3の輸出品となっている。



出典：ブリティッシュ・コロンビア州政府統計局
図1 2003年ブリティッシュ・コロンビア州主要産業輸出額

また、ブリティッシュ・コロンビア州政府統計局の資料によると日本はブリティッシュ・コロンビア州にとって米国に続く第2の貿易国で、2003年の輸出総額

285億C\$の約12.8%を占めている。これは2002年の13.3%から減少している。2003年の日本への輸出額は36億4,000万C\$で、その大半は木材、パルプなどの林業に関連する製品である。非鉄金属鉱物資源の日本への輸出額は2003年、7億C\$あり、内訳は図2のとおりである。また、2003年の石炭の輸出総額は4億C\$であった。



出典：ブリティッシュ・コロンビア州政府統計局

図2 2003年ブリティッシュ・コロンビア州の日本への非鉄金属資源輸出の内訳

2. ブリティッシュ・コロンビア州の鉱業市場

2005年に引き続き、ブリティッシュ・コロンビア州の鉱業界は非常に好景気であった。2006年1月にバンクーバーで開催され、カナダで第2位の規模を誇る鉱業界の年次コンベンションであるRoundupも2005年を上回る盛況で、参加者も過去最高で28か国から5,400人以上が参加したと開催者であるAssociation for Mineral Exploration British Columbia (AMEBC)が発表している。Roundupには、鉱業エネルギー省のRichard Neufeld大臣、先住民関係を担当する省の大臣、また夕食会にはキャンベル州知事も出席するなど、政治家、政府関係者も過去最高の参加者で、大変な盛況であった。

ブリティッシュ・コロンビア州は、位置的にも太平洋に面しており、北米、アジアへの出荷に大変有利な環境にある。2005年の時点で、8つの金属鉱山、9つの銅山そして約32の金属鉱山、数々の砂鉱山及び1,100に上る立坑が運営中である。その中でも、特に鉱業界にとって喜ばしいニュースは、Mount Polley銅・金鉱山を再開することと、5つのプロジェクトの環境アセスメントが無事に終了し、環境保証書が発行され

ることにより、鉱業権を獲得したことである。更に、18件のプロジェクトが、連邦政府および州政府による環境アセスメントの過程にあり、今後の進展が期待される。

2005年のブリティッシュ・コロンビア州も現在の鉱業界の好景気の恩恵を受け、活発な鉱山営業、鉱山開発及び探鉱活動が見受けられた。特に、近年の資源価格の上昇は、大きな影響を及ぼしている。金の価格が、過去24年間で最高の536US\$を記録し、更に2006年に入ってから、過去25年間以来の高価格574US\$まで更に高騰し、この傾向は暫く続くであろうと多くの市場評論家が解説している。これらの好影響をうけ、ブリティッシュ・コロンビア州の探鉱投資も、6年連続の上昇を記録し、2005年の投資額は2.2億C\$と2004年より約70%の増加であった。2005年には、650件の探鉱プロジェクトが活動しており、これは2004年より約38%の増加である。ポーリング作業も240件に及びプロジェクトが66万mの掘進を完了し、2004年より掘進長において27%の増加である。2004年1月にブリティッシュ・コロンビア州政府エネルギー・鉱山省の紹介したMineral Title Online (MTO)の成果により、鉱区の申請面積も6年連続の上昇を記録し、約481万ha(19万鉱区に値する)であり、過去13年間で最高であった。これは、Mining Exploration Tax Credit Program (BCMETS)、Exploration Investment Tax Credit (EITC)などのフロースルー株^(注)による税制上の優遇措置を図るブリティッシュ・コロンビア州政府の政策の成果である。MapPlaceというエネルギー・鉱山省の地球科学のデータベースである情報システムにも2005年に600万件の検索があり、ブリティッシュ・コロンビア州の探鉱活動の活発化を裏付けている。BC & Yukon Chamber of Mines (ブリティッシュ・コロンビア州ユーコン準州鉱山協会)も、名前をAssociation for Mineral Exploration British Columbia (AME BC、ブリティッシュ・コロンビア州探鉱協会)へと改名し、ユーコン準州は独自の探鉱協会があることを認めると共に、探鉱活動を支援する協会であることを強調し、役割の明確化を目指す。AME BCの会長Dan Jepsen氏も「過去10年において2005年が一番探鉱活動が盛んな年であったといえる。また、探鉱に投資された投資額と、現在探鉱に従事する人員の増加からみても大きな発見が期待できる年である。」と2006年に大きく期待している。

(注)フロースルー株式とは、株式発行人が株式の対価額相当まで探鉱費用及び開発費用を生じさせるという合意のもとに発行する株式をいい、会社が株主である投資家(納税者)に対し、その経費(費用)を「放棄」するもので、税法上は、探鉱開発費用は当該投資家(納税者)の経費(費用)とみなされる。会社の経費(費用)計上放棄により、株主はそれが自己の直接経費であるがごとく経費として申告できる。

3. 探鉱活動の概要

2005年のブリティッシュ・コロンビア州への探鉱投資額は、過去10年間で最高レベルの2億2,000万C\$に達した。これは、2004年の1億3,000万C\$から約69%の増加であり、4年前の2,900万C\$と比較すると659%の増加である。ブリティッシュ・コロンビア州政府、カナダ連邦政府の支持なくしては、このような成長は有り得なかったと、鉱業関係者も政府のブリティッシュ・コロンビア州の探鉱投資の調達と活動を奨励する政策の成果を評価している。さらに、州への探鉱投資の増加でなく、鉱業界を支える人材への勧誘と育成に対しても、鉱業界からの期待は大きい。

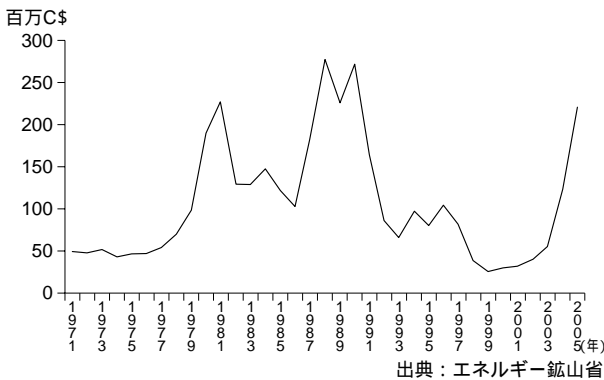


図3 ブリティッシュ・コロンビア州の探鉱投資額の推移

ブリティッシュ・コロンビア州内の探鉱活動は、特に北部地域で活発であったが、他の地方でも、あちこちで探鉱活動が行われた。エネルギー・鉱山省の大臣であるRichard Neufeld氏は、2005年に650件余りの探鉱プロジェクトが確認されたと発表している。この件数は、2004年の420件のプロジェクトより約40%の増加である。地域別で比較すると、次のとおりである。北部地域が、プロジェクト数191件、そして、投資額1億C\$をもってして、探鉱プロジェクト数、探鉱投資額ともに第1位である。特に投資額においては、全体の約46%を占めている。これは、2005年最高の投資額であったNovaGold Resources社のGalore Creekプロジェクトへの5,000万C\$投資と200人余りの人員を投入した大規模な探鉱プロジェクトに起因する。続いて、Thompson-Okanagan地方が、プロジェクト数140件、探鉱投資額3,600万C\$であるが投資額では北部の半分に満たない。その他中央部、北東部と投資額では3,000万C\$余りと、活発な探鉱活動が州各地で実施された。

2005年は、10万C\$の予算を超えるプロジェクト数が全プロジェクト数650件のうち、200件に上り、これは2004年と比べると、19%の増加である。また、このうちの43件のプロジェクトは、100万C\$を超える探鉱活動の予算発表をしており、これは、2004年より43%の増加である。ボーリング作業も、235プロ

ジェクトにより約66万mが完了され、これは2004年よりプロジェクトの数では38%、メートル数では27%の増加であった。

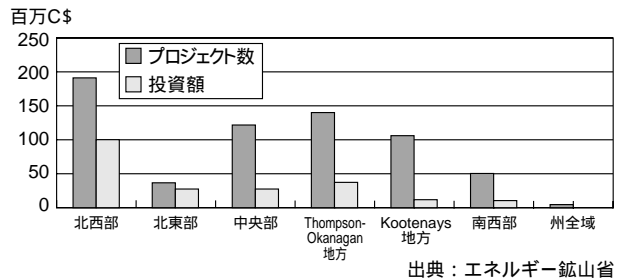


図4 ブリティッシュ・コロンビア州の地域別探鉱投資プロジェクト数と投資額

プロジェクトの段階別の投資額を比較すると、2005年は2004年の傾向を持続し、82%がアドバンスのプロジェクトに投資されている。また、6%は既存の鉱山周辺に投資され、グラスルーツは12%と例年同様全体に占める割合は低いものの、10%から12%と2%の増加があったことは、歓迎すべきことである。年々鉱業関係者や政府関係者からグラスルーツの活動が少ないことは問題とされていたため、全体に占める割合が増加したことは、たとえ少ない割合でも少し改善された結果であると評価されている。また金額においては、投資は1,300万C\$から2,640万C\$へと増加されたと推測される。金額については、約2倍の増加で、大変望ましい結果である。

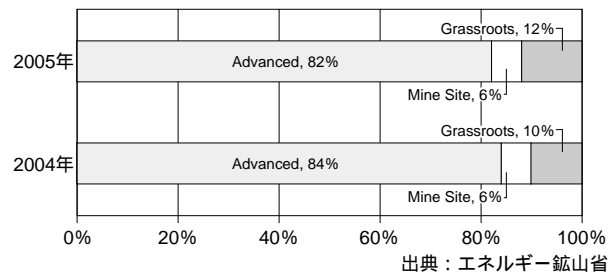


図5 プログラム別の投資額の比較

鉱床タイプ別では、図6のとおりである。35件のバルクサンプルまたは冶金学（Metallurgical test）の研究プログラムが2005年に完了した。これには、Bear Coal、Belcourt Bralorne Five Cabin、Highmont East MAX、New Afton、Saxon、Schaft Creek Turnagainを含む。また、2005年に28件の新たな鉱床が発見されたと報告されている。

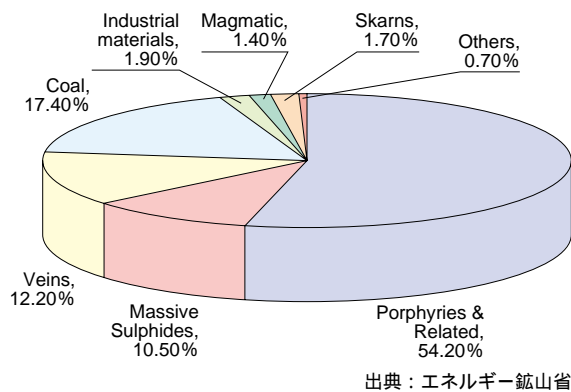


図6 鉱床タイプ別探鉱投資額の内訳

4. ブリティッシュ・コロンビア州の鉱業権取得プロセス

ブリティッシュ・コロンビア州は、鉱業権取得の手続きを通して地方地域社会、環境などに与える影響を規制しながらも、できるだけ容易かつ敏速に審査過程を完了できるように、エネルギー鉱山省を中心に Mineral Title Online 等、様々な政策を進めている。

鉱業権取得までのプロセスを簡単に説明すると、まず、エネルギー鉱山省が管理運営するオンラインシステムを使用して、鉱区を取得することから始まる。その後、どこでどのような探鉱活動をするかにより、Mines Act に基づき、必要に応じて、Exploration Permit (探鉱権) の申請手続きを行う。審査は、エネルギー・鉱山省を介してされるが、関係省庁や、地域社会との協議も、この時期から開始される。探鉱活動が新たな鉱床の発見につながった場合には、鉱山の開発の為の申請手続きが、必要である。Mines Act で規定されているように、鉱床から年間7万5千t以下の鉱石を採掘する予定の鉱山を開発する場合には、地域社会との審議、鉱山閉鎖後の復旧プラン、その他の省庁への手続き（必要であれば）等、簡易な環境アセスメント審査で、鉱業権を取得することが可能である。また、年間7万5千t以上の鉱石を採掘する予定の鉱山を開発する場合は、完全な環境アセスメントが必要となり、ブリティッシュ・コロンビア州政府の BC Environmental Assessment Office (EAO) の元で、Canadian Environmental Assessment Review が実施される。調査は最高180日まで掛かり、政府からの許可の決議は45日以内にされるシステムになっている。環境アセスメントの完了をもって、鉱業権の取得が完了する。

5. 鉱業税制

5.1. カナダの税制度

カナダ連邦政府の憲法の前では、連邦政府が、直接的または間接的に、課税権を有する。直接税は、課税対象となる個人又は企業に課せられるもので、納税の

義務を他者に委託することはできない。直接税に含まれるものとしては、個人と企業の所得税、キャピタルゲイン税、消費税を含む。間接税は、消費者には直接課せられないが、消費者の支払う価格に含まれる税をさす。これには輸入税や消費税が含まれる。

鉱業界には連邦政府より次の課税が適応される。

Income Tax Act (所得税法) Part Corporate income tax (第1条：企業の所得税) と Part XIII Withholding tax (第13条：源泉徴収税)

Capital Tax (the Large Corporation Tax) : 大企業に課せられる連邦資本税で、5,000万C\$を超える資本を持つカナダのすべての課税法人に、課せられる。資本金 (Shareholder's equity) と負債 (Liabilities) の合計額から特定の投資額を差し引いた額に対して課税される。現在、段階的に引き下げられており、2008年1月1日には税率がゼロとなる。大企業税額の算定上、法人付加税を控除することができる。控除できない付加税は、3年の繰戻しと7年の繰越しが認められている。

GST (Goods and Service Tax) 物品サービス税 : 売買される全ての物品とサービスに課せられる付加価値税 (但し企業がその営業の費用に課税された GST は納税額より相殺される。また輸出品は GST の対象外とされる。)

給与の徴税 (Employment insurance 失業保険、Canada Pension Plan カナダ国民年金の払い込み、またはケベック州の企業に課せられる Quebec Pension Plan ケベック州州民年金への払い込み)、固定資産税、及び物品税を含む間接税

源泉徴収税 : 鉱業界に対する源泉徴収税は限られているが、エネルギー資源やダイヤモンド資源に適応される。税率は、規定された税率又は従課税 (物品価格に合わせての比率) のものがある。

輸出入税

表1 連邦政府税率一覧
(2006年1月1日現在 - 2006年会計年度に適用)

税	税率
連邦政府一般企業に対する所得税	
一般	課税対象所得の22.12%
鉱業企業	鉱業からの利益の21.57%
連邦資本税	1千万C\$以上の資本に対して0.125%の課税
GST商品・サービス税	商品・サービス料の7%
燃料徴収税	
ガソリン	10¢/ℓ
ディーゼル	4¢/ℓ

表2 鉱業界に適用される連邦政府所得税率
(2006年1月1日現在 - 2006年会計年度に適用)

	税率%
連邦所得税率(規定)(A)	28.00
連邦付加税(B)	1.12
資源手当控除率(C)	-2.55
資源控除額(D)	-5.00
鉱業界の控除後の修正税率(A+B+C+D)	21.57

鉱業の税制制度は大きく採掘と加工、及び製造業と2つの分野に分かれている。税制度においては精錬過程を含む採掘と加工分野は連邦政府および州政府より税制優遇を図る特別措置が設けられている。

連邦政府レベルでは鉱業に対して次の税制優遇措置が適用される。

資源特別手当

- 州・地方自治体の鉱業税とロイヤルティ
- カナダ探鉱活動費(CEE)税額免除
- フローズルー株(FTS)とカナダ探鉱費税額免除(ITCE)
- 国外資源費(FRE)と国外探鉱および開発活動費(FEDE)に対する税額免除
- カナダ鉱山開発費(CDE)とカナダ石油ガス資源費(COGPE)税額免除
- 減価償却(CCA)法の特別優遇
- 促進減価償却制度(ACCA)
- 資源消耗額免税制度
- 国外原鉱加工費
- 鉱山復帰積立金の税制免除

非鉄金属の精製は製造業とみなされる。このため、他の製造業と同様の税制が適用される。

5.2. 州政府の税制度

州政府及び準州政府は法人税や物品税などの直接税を課する権利が与えられている。その中には次のようなものが含まれる。

各州または準州の所得税

- サスカチュワン、マニトバ、オンタリオ、ケベック、ニューブランズウィックとノバスコシアに対する資産税
- 天然資源の探鉱開発に対する鉱山税またはロイヤルティ(領土と海底領域内)
- 給与源泉徴収 健康保険または高等教育税(マニトバ、オンタリオ、ケベック、ニューファンドランド州とラブラドル、ヌナバット及びノースウエスト準州) 全州と準州において労災保険
- 付加価値税: ケベック、ニューブランズウィック、ノバスコシア、ニューファンドランドとラブラドル
- 燃料に課税される物品税と消費税(プリンスエド

ワードアイランド、オンタリオ、マニトバ、サスカチュワン、ブリティッシュ・コロンビア)

5.3. ブリティッシュ・コロンビア州の税制度

カナダでは、法人及び個人に対して、連邦政府と州政府の両方が、課税の権限を有する。このため、所得税、消費税などの各種の税は、カナダ連邦政府と州政府、両方からの課税という、二重構造になっている。しかし、その多くは、所得や消費といったカナダ連邦政府が課税対象とする金額に対して、州政府が独自の税率を適用するという違いがあるだけであって、比較的合理的な構造になっている。また、税金の徴収は、Canada Revenue Agency(カナダ歳入庁)がその一切を引き受けており、州政府に代わって州税の徴収業務を担っている。よって、納税はカナダ連邦政府、州政府と一括して納める制度になっている。さらに、地方自治体には財産に課税する権利があり、これはカナダ歳入庁を通さずに、直接地方自治体が徴収を行っている。

鉱業に関する税制においても、カナダ連邦政府とブリティッシュ・コロンビア州政府の両方からの課税があり、上述のとおり二重構造になっている。また、州政府による鉱山採掘に課せられる税金の負担はかなり大きく、政府の税制と合わせて理解をすることが大切である。更に、鉱業は他の産業と比較して、開発期間が非常に長いことや鉱山の操業に至るまでに探鉱および開発中のリスクが非常に高いことから、鉱業独自の税制が制定されている。特に特徴的なのは、探鉱及び開発の費用は全て、課税所得を算定する際に、発生年度を越えて控除できることである。これは、連邦政府及び州政府が、開発のリスクを軽減するためにとっての優遇措置である。

カナダ連邦政府及び各州政府は、鉱業界の活性化を支援するために、必要に応じて各種優遇措置を制定する権利も与えられている。ここでは、ブリティッシュ・コロンビア州の優遇措置の分析を中心に解説する。

鉱業法人が対象となる税法には、Mineral Land Tax Act、Mineral Tax Act、Mining Taxがあり、課税対象所得の算出方法、控除の認められる経費やその算出方法など、税制に関する法規が定められている。現在、ブリティッシュ・コロンビア州では、連邦政府と合わせてフローズルー株の投資家に対し、大きく分けて4つの優遇措置があり、連邦政府と合わせて以下に示す5つの優遇措置が制定されている。州政府は昨年予算発表でブリティッシュ・コロンビア州政府は、投資家に対してBC Mining Exploration Tax Credit(BCMETC-探鉱税額控除制度)を、既存の2006年7月末の期限から10年間延長すると発表した。

また、連邦議会総選挙では保守党が当選したときの政策としてスーパーフロースルー株（後述）の延長を約束している。

5.4. 税制度の分析

フロースルー株は個人の投資家に対して応募価格を限度として認められている経費を100%まで譲渡できる措置に加え、現在ブリティッシュ・コロンビア州では連邦政府より応募価格の15%、州政府より20%にあたる金額を限度に俗にスーパーフロースルーと呼ばれる優遇措置が認められている。これらの税制措置を活用することにより1,000 C\$投資した場合の実際の経費は382 C\$に相当し、個人の投資家にとって極めて優遇された投資環境を享受することができる。ブリティッシュ・コロンビア州では、企業の投資家に対してはこの他にもMining Exploration Tax Credit Program（20%）の優遇措置が認められており、スーパーフロースルーの措置とどちらかを選択することができる。スーパーフロースルー制度の方が控除率が高いことより、通常はこちらの方が使用される場合が多い。

連邦政府より認められているカナダ探鉱費税額免除（ITCE）は、スーパーフロースルー制度の前提条件であり、これまで2度有効期限が延長されてきたが、Roundup大会の税制に関するセミナーで、カナダ歳入局関係者より、将来有効期限延長はされないであろうとの見通しが示された。これには、1980年代に過剰なフロースルー株が発行された結果、フロースルー株法人が行う高レベルの開発プロジェクトが底をつき、おろそかな調査しか完成できなかつたり、同時期に調査依頼が専門家に集中した結果、期限内に全ての調査が完了しなかったために投資家にペナルティーが発生したことや、法人がフロースルーの経費として譲渡できない経費まで譲渡を試みたりと、フロースルー株の濫発により制度が乱用された結果、悪影響が生じたといった背景がある。この結果、投資家たちに損失を招き、彼らが遠のいた為、最終的には資金調達が難しくなってしまった。天然資源省政府関係者によると、フロースルー株の発行の勢いがついた現在、このような過去の例を懸念して、連邦政府は現在のスーパーフロースルーの期限である2005年末までの株の発行、2006年末までのLookback制度による経費計上の期限を保持し、これ以上延長することは無いであろうと語っている。このため、ブリティッシュ・コロンビア州政府は、スーパーフロースルー控除制度の延長を可能とするために、ITCEの延長を強く連邦政府にも呼びかけ、要請書も提出している。

スーパーフロースルー控除制度が現在の期限で打ち切られることを懸念し、ブリティッシュ・コロンビア州政府はBCMECT（20%の税制控除の制度）の10年

の延長を2005年2月に発表した。しかし、当時の連邦政府政権のリベラル党は、スーパーフロースルー株控除制度を打ち切ると2005年に発表していた。これに対し、当時の野党であった保守党は、選挙運動の際にスーパーフロースルー株控除制度の延期を公約のなかに掲げており、総選挙の結果保守党が政権をとったことから、制度の延長が確定した。ただし、関係者の話では条件つきで延長されるであろうと予測している。これにより、投資対象に対して、株主は最高33%までの控除優遇措置の恩恵が受けられる。更なる、カナダの鉱業界の活発な探鉱活動が2006年に期待される。また、2003年2月にカナダ連邦政府は天然資源関連企業に対する法人税を5年間かけて28%から21%まで減少すると発表した。

6. 外国投資に対する税制度

カナダと日本は1986年5月7日を持って租税条約を締結しており、1999年2月19日に更に改定されている。これにより、二重課税が免れる。（カナダと日本の両国で同じ所得に課税されることが免除される）

海外独立法人

海外に独立法人を設立してカナダに投資をしている投資家に対しては、カナダに在籍する独立法人を税制上カナダの住人（Resident）と見なし、課税される。つまり、独立法人は各国で得ている収益をカナダ歳入庁に報告し、納税をする義務がある。但し、海外で得られた収益に対し海外で支払われた税金については、それをカナダでの納税額から差し引くことが許される。

収益に課せられる法人税に加えカナダの住民とみなされる海外独立法人（外国人＝非居住者）が、海外の株主を含める外国人（＝非居住者）に支払う金額に対して、源泉徴収課税を納税する義務がある。これらの源泉徴収税は、国外の株主がもし、カナダの居住者だった場合に支払う税金の目安と見なすことができる。但し、カナダに投資された資本は課税の対象になることなく、国外に持ち出すことが許される。

非居住者に対する源泉徴収税は、25%である。但し、株主が居住する国々との特別な租税条約により、税率は異なる。さらに、収入源（利子、配当、ロイヤルティ）によっても課税率は異なる。例えば、日本とカナダの租税条約によると、非居住者が大半を占める企業が、その会社の非居住株主に支払う利子とロイヤルティに掛かる源泉徴収税は10%、また、配当に掛かる源泉徴収税は5%である。

カナダは源泉徴収税の税率を低減する為に、Organization for Economic Cooperation and Development（OECD、経済開発協力機構）の規律に準じている。

支店

非居住者は、海外に独立法人を設立する代わりに、支店を開設することにより非居住者が、カナダで営業活動を行うことができる。この場合、支店がカナダで上げた収益は、カナダの通常の法人税の対象になる。更に、カナダで上げられた税金を支払った後の収益のうち、カナダ国内のビジネスに再投資されなかった部分には、追加で支店税の課税対象となる。規定の支店税は25%であるが、租税条約が締結されている場合には、条約で合意された税率が適応される。カナダと日本の場合、租税条約により、5%が源泉徴収される。

鉱業に関する特別な税制措置

海外の投資家は、カナダに鉱業を主要ビジネス（Principle-Business Corporation, PBC）とする独立法人を設立することにより、鉱業界に特有の優遇税制措置の恩恵を受けることができる。PBCとは鉱業と石油・ガスの業界で、探鉱/探油活動、鉱山や油田の開発、営業活動及び鉱業資源や石油・ガスのプロセスに従事する企業をさす。独立法人のPBCを設立することにより、非居住者の投資者は：

フロースルー株を通してカナダで資本の調達ができる。

探鉱と鉱山開発費用の100%の支出と未使用金額の永久的な繰越が可能であると共に、資源不動産の購入費用の30%の減価償却が認められる。

Green-fieldの鉱山や鉱山拡張経費の加速償却が認められる。

7. カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州：鉱業再生計画（マインプラン）

エネルギー・鉱山省・鉱山部は、10年計画として2005年1月17日に鉱業再生計画（マインプラン）を発表した。これは4本の大きな柱を骨格として構成されており、鉱業界の包括的な発展、つまり、経済利益の確保と地域社会、先住民、環境への配慮のバランスのとれた発展を達成するための方向性を形成するものである。

鉱業再生計画の四本の柱：

地域社会及び先住民族（First Nations）との調和と支援体制の強化

地域社会、鉱業界、先住民族との間に強い絆を築き、長期にわたる経済的、社会的発展のための体制の構築。新しい雇用の創出、現地企業によるプロジェクトへの住居、食料、サービスの提供、公共施設整備の促進、また、地域人材の開発による地域社会の経済成長の達成を図る。

先住民族との協力により、探鉱プロジェクトが進められている成功例もあり（先住民問題セクションに事例あり）両者の経済成長、職業訓練、社会環境の改善

を図る。

鉱山技術者と労働者、自然環境の保護の推進

鉱山労働者の安全と環境保護の高い水準を維持するために、労働者の健康及び安全基準の持続的な改善と科学に基づく環境保護と向上を図る。鉱業繁栄の持続と、ブリティッシュ・コロンビア州の環境管理に対するリーダー的立場を強化する為に、鉱業、先住民、地域社会、政府関連省庁、及び全ての関係者が協調して取り組む体制を築く。

世界的な競争力の確保

世界的な競争力の確保に向けて、経済活動の基盤施設の構築、熟練労働者の育成、地球科学調査やレポートへのアクセスの向上と強化、世界的に競争力のある税率、及び料金や規制の制定、またブリティッシュ・コロンビア州の探鉱と開発プロジェクトの広報強化を目指す。

土地利用の促進

鉱山開発にとって、土地利用の促進は必要不可欠である。政策を通して探鉱と鉱山開発に対応しつつ、他の資源産業を含め土地利用者にとって納得のいく統合的な土地利用のモデルを推進する。

おわりに

以上、カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州の投資環境について、概略を述べた。本年発行予定の「カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州の投資環境調査2005年」では、ブリティッシュ・コロンビア州の投資環境について、政治・行政事情、経済事情、また実際に投資を行う際の手続き等につき詳細かつ具体的に記載している。実用的な報告書となっているので、是非ご活用していただきたい。

(2006.10.20)

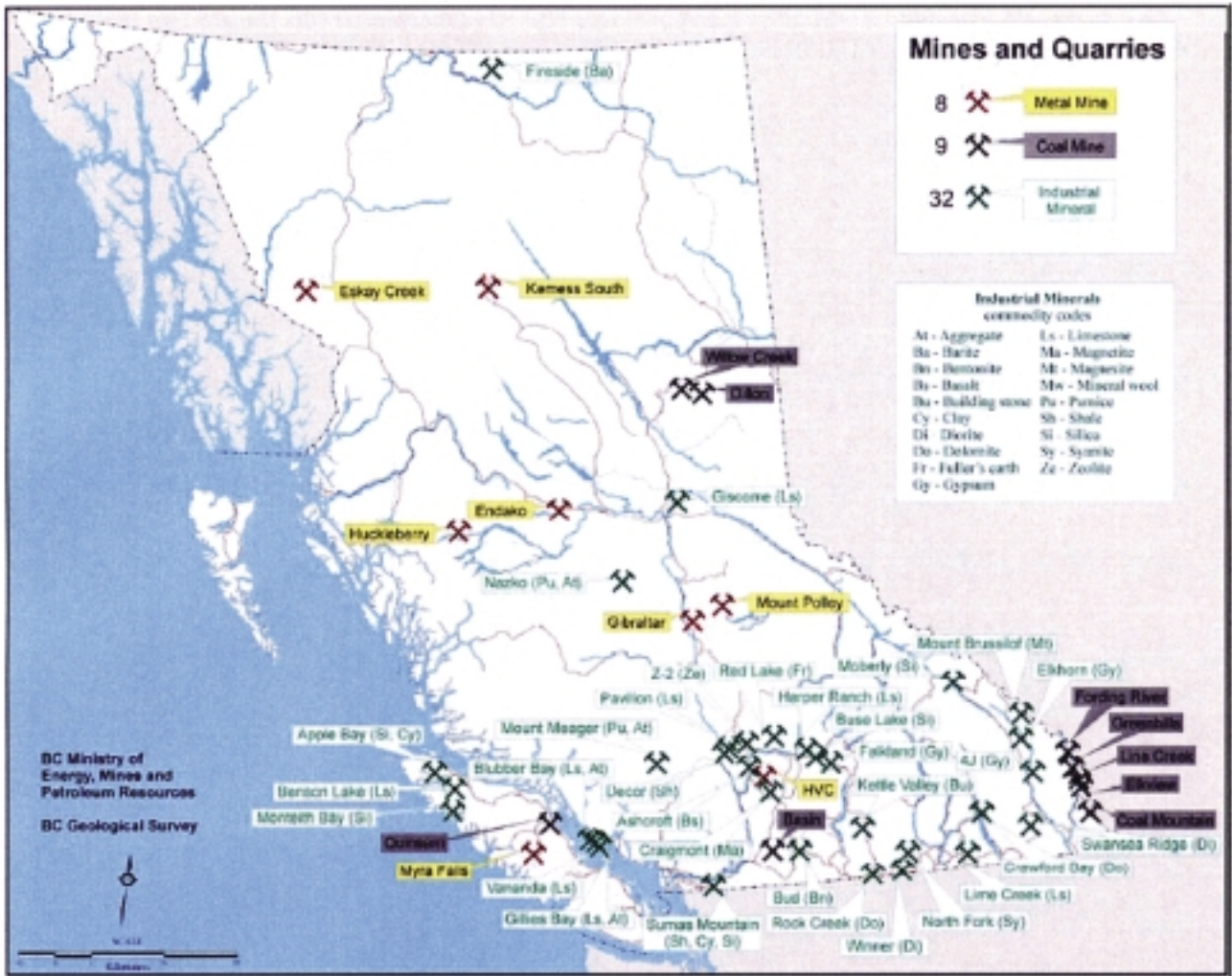


図7 ブリティッシュ・コロンビア州の稼行鉱山